**改正案の概要について**

**１　意見募集対象項目**

「長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査基準」の改正について

**２　改正の概要**

**◎災害配慮基準の追加**

　　　住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年５月28日公布、令和４年２月20日施行予定）により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第６条第１項第３号に掲げる基準への適合についての審査基準（居住環境基準）に、同法同項第４号に掲げる自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準への適合についての審査基準を追加する。